

鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例の一部を改正する条例

(鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例の一部改正)

第1条 鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例(昭和51年鳥取県西部広域行政管理組合条例第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章～第3章の2 [省略]</p> <p><u>第3章の3 林野火災の予防(第29条の8・第29条の9)</u></p> <p>第4章～第7章 [省略]</p> <p>附則</p> <p>(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)</p> <p>第29条 火災に関する警報(法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。)が発せられた場合における火の使用については、<u>次に定めるところによらなければならない。</u></p> <p>(1)～(3)</p> <p>(4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の<u>付近</u>で喫煙をしないこと。</p> <p>(5) [省略]</p> <p>(6) 残火(たばこの<u>吸い殻</u>を含む。)<u>取灰</u>又は火粉を始末すること。</p> <p style="text-align: right;">[削除]</p> <p style="text-align: center;"><u>第3章の3 林野火災の予防</u></p> <p>(林野火災に関する注意報)</p> <p><u>第29条の8 消防局長は、気象の状況が山林、原野等における火災(以下「林野火災」という。)の予防上注意を要すると認めるとき</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章の2 [省略]</p> <p>[新設]</p> <p>第4章～第7章 [省略]</p> <p>附則</p> <p>(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)</p> <p>第29条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、<u>次の各号に定めるところによらなければならない。</u></p> <p>(1)～(3)</p> <p>(4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の<u>付近</u>で喫煙をしないこと。</p> <p>(5) [省略]</p> <p>(6) 残火(たばこの<u>吸殻</u>を含む。)<u>取灰</u>又は火粉を始末すること。</p> <p>(7) <u>屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。</u></p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>

は、区域を定めて、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、当該注意報が解除されるまでの間、当該注意報が発せられた区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 消防局長は、林野火災の発生危険性を勘案して、第1項の規定により注意報を発したときは、当該注意報を発した区域を、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域として指定することができる。

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第29条の9 消防局長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

(屋外催しに係る防火管理)

第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合には、防火担当者を定めた後遅滞なく）、次に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

(1)・(2) [省略]

(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第45条第1項第6号において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

(4)～(6) [省略]

2 前条第1項の指定催しを主催する者は、当該指定催しを開催する

[新設]

(屋外催しに係る防火管理)

第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあつては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

(1)・(2) [省略]

(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第45条において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

(4)～(6) [省略]

2 前条第1項の指定催しを主催する者は、当該指定催しを開催する

日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合には、消防局長が定める日までに）、前項の規定による計画を消防局長に提出しなければならない。

（火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出）

第45条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。

(1) 火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為（たき火を含む。）

(2) 煙火（玩具用煙火を除く。）の打ち上げ又は仕掛け

(3)～(6) [省略]

2 消防局長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、同項の規定による届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に前条第1項の指定を受けた場合にあつては、消防局長が定める日までに）、前項の規定による計画を消防局長に提出しなければならない。

（火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出）

第45条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。

(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為

(2) 煙火（がん具用煙火を除く。）の打上げ又は仕掛

(3)～(6) [省略]

[新設]

備考 表中の [] の記載は、注記である。

第2条 鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>(簡易サウナ設備)</u></p> <p>第7条の2 <u>簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であつて、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p> <p>(1) <u>火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築</u></p>	<p>[新設]</p>

物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。

(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用することができる位置に消火器を設置した場合は、この限りではない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで及び第17号から第18号の3まで、第2項第6号、第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。

（一般サウナ設備）

第7条の3 一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) [省略]

(2) 一般サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、一般サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。

（住宅用防災機器）

第29条の2 住宅（法第9条の2第1項に規定する住宅をいう。以下この章において同じ。）の関係者（当該住宅の所有者、管理者又は占有者をいう。第29条の7第2項において同じ。）は、次条及び第29条の4に定める基準に従って、次の各号のいずれかの住宅用防災機器を設置し、及び維持しなければならない。

（サウナ設備）

第7条の2 サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) [省略]

(2) サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。

（住宅用防災機器）

第29条の2 住宅（法第9条の2第1項に規定する住宅をいう。以下この章において同じ。）の関係者（住宅の所有者、管理者又は占有者をいう。）は、次条及び第29条の4に定める基準に従って、次の各号のいずれかの住宅用防災機器を設置し、及び維持しなければならない。

(1)・(2) [省略]

(住宅における火災の予防の推進)

第29条の7 鳥取県西部広域行政管理組合は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、感震ブレーカーその他の物品、機械器具及び設備の普及の促進

(2) [省略]

2 住宅の関係者は、当該住宅における火災の予防を推進するため、第29条の3第1項に定める住宅の部分のほか、台所その他の火災発生のおそれが大であると認められる住宅の部分における住宅用防災警報器等の設置に努めるものとする。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。

(1)～(6) [省略]

(602) 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

(7) 一般サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）

(702)～(15) [省略]

(1)・(2) [省略]

(住宅における火災の予防の推進)

第29条の7 鳥取県西部広域行政管理組合は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進

(2) [省略]

2 鳥取県西部広域行政管理組合管内住民は、住宅における火災の予防を推進するため、第29条の3第1項に定める住宅の部分のほか、台所その他の火災発生のおそれが大であると認められる住宅の部分における住宅用防災警報器等の設置に努めるものとする。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。

(1)～(6) [省略]

[新設]

(7) サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）

(702)～(15) [省略]

備考 表中の [] の記載は、注記である。

附 則

(施行期日)

1 この条例中第1条の規定は令和8年3月1日から、第2条及び次項の規定は同月31日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定の施行前に同条の規定による改正前の鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例第44条の規定によりその設置について消

防署長に届出がされているサウナ設備（同条第7号に規定するサウナ設備をいう。）については、第2条の規定による改正後の鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例第44条の規定は、適用しない。